

○弘前地区環境整備事務組合公印規則

〔 昭和47年 8 月 1 日 〕
規 則 第 4 号

改正	昭和53年10月 6 日	規則第 3 号	平成19年 2 月22日	規則第 1 号
	昭和54年10月27日	規則第 3 号	平成27年10月21日	規則第 3 号
	平成 5 年 6 月28日	規則第 2 号	平成28年 2 月24日	規則第 1 号
	平成18年 2 月27日	規則第 1 号	令和 8 年 9 月17日	規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 弘前地区環境整備事務組合の公印の保管並びに取扱い等に関し、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公印の種類等及び保管責任者)

第 2 条 公印の名称、字句、形状、大きさ、個数及び使用区分並びに公印の保管責任者は、別表のとおりとする。

第 3 条 公印に関する事務については、この規則に定めのあるもののほか、弘前市公印規則（平成18年弘前市規則第9号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年10月 6 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月27日規則第 3 号）

この規程は、昭和54年11月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月28日規則第 2 号）

この規則は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約（平成 5 年青森県指令第2531号）の施行の日（ 8 月12日）から施行する。

附 則（平成18年 2 月27日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 2 月22日規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年10月21日規則第 3 号）

この規則は、平成27年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月24日規則第 1 号抄）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称及び字句	形状	寸法	個数	使用区分	保管責任者
弘前地区環境整備 事務組合之印	正方形	30ミリ メートル	1	一般公文書 、賞状等	総務課長
弘前地区環境整備 事務組合管理者之 印	正方形	21ミリ メートル	1	一般公文書	総務課長
弘前地区環境整備 事務組合管理者之 印	正方形	15ミリ メートル	1	納入通知書 印刷用	総務課長
弘前地区環境整備 事務組合管理者之 印施設使用事務専 用	正方形	21ミリ メートル	1	廃棄物処理 施設使用許 可及び処分 手数料減免 に係る通知 文書	施設管理課長
弘前地区環境整備 事務組合管理者職 務代理人之印	正方形	21ミリ メートル	1	一般公文書	総務課長
弘前地区環境整備 事務組合管理者職 務代理人之印	正方形	15ミリ メートル	1	納入通知書 印刷用	総務課長
弘前地区環境整備 事務組合管理者職 務代理人之印施設 使用事務専用	正方形	21ミリ メートル	1	廃棄物処理 施設使用許 可及び処分 手数料減免 に係る通知 文書	総務課長 （ただし、使 用期間中にあ っては施設管 理課長）
弘前地区環境整備 事務組合副管理者 之印	正方形	21ミリ メートル	1	一般公文書	総務課長
弘前地区環境整備 事務組合会計管理 者之印	正方形	18ミリ メートル	1	領収書その 他会計管理 者による公 文書	会計管理者